

(感染症対策の影響を踏まえた委託事業に関するQ&A)

生研支援センターとして、感染症対策等の影響を考慮し、事業実施者の皆様の状況を踏まえ対応しておりますが、当センターあてへ複数の問い合わせを頂いておりますので、関連の内容につき以下のとおりQ&A形式でお示いたしますので、ご活用いただければ幸いです。

問合せ項目	Q	A	補足
1 在宅勤務について	在宅勤務の方針を示す書類等がなくとも作業日誌に在宅勤務を行った旨を記載し、雇用責任者が勤務実態を管理する形でのよいか。	構成員として、委託業務を在宅(リモートワーク)として行うなど、何らかの取り決めや方針決定の書類が必要です。取り決め書類以外としては以下の通り。 ・労働条件通知書、雇用契約書などへの「在宅」にかかる記載があること。 ・会社としての在宅方針の決定の議事録など。 構成員として、在宅にて委託業務を行わせる根拠等を整理してください。また、在宅勤務により実施出来る作業内容であることを構成員が説明できるようにしてください。	令和2年度実施要領改正に伴うQ&A No.003より
2 在宅勤務について	雇用責任者が管理していることを示すため、作業日誌に責任者の押印が必要になるか。押印以外での管理を示す方法はあるか。	責任者が確認していることが分かる資料が必要となります。押印以外として、責任者本人の署名があります。電子署名等などに関しては、その仕組み等を確認したうえでの判断になるかと思っておりますので、その都度ご相談ください。	令和2年度実施要領改正に伴うQ&A No.004より
3 旅費キャンセル料の委託費計上について	政府や所属機関としての統一的な制限は出されていない時期でも、コロナウイルス感染防止や出張経路等を踏まえて開催方法を変更(又は中止)する場合、航空券等のキャンセル料を委託費から支出して差し支えないか。	「その他他律的要因等やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合」と判断できますので、キャンセル料の委託費への計上は可能です。 ただし、出張者本人の判断のみならず、旅行命令権者、経理責任者の承認を得る必要があります。	令和2年度実施要領改正に伴うQ&A No.011より
4 「GoToトラベル事業」について	「GoToトラベル事業」について、公費出張での利用を控えるよう要請があったが、生研支援センター委託事業において出張する場合についても同様の考えでよいか。	貴見のとおりです。 「GoToトラベル事業」については、生研支援センター委託事業においては、国の取扱いに準じて国内出張への利用不可とします。旅行代理店や予約サイト等での手続の際には本制度の利用を行わないようにしてください。 ○具体的な対応 ・出張後、割引分の還付申請手続きをしない。 ・バック商品及びホテル手配について、本制度の補助対象商品を手配しない。 【補足事項】 「GoToトラベル事業」を利用すれば、利用者の氏名・購入旅行商品・宿泊した施設等は記録されます。	令和2年度実施要領改正に伴うQ&A No.040より
5 マスク等の委託費支出について	感染症拡大防止対策のため、以下の購入は委託費の経費として認められるか。 ・研究員や補助員への【マスク】の配布 ・ラボ等への【消毒液】の配置 ・会議開催時において ▷来場者へ配布用としての【マスク】の購入 ▷会議室出入り口への会議専用としての【消毒液】の配置 ・職員の体調管理のための【体温計】の購入	【マスク・体温計】は、感染症対策の観点から必要なものと理解しますが、委託費として計上できるのは、委託事業に直接要した経費であることから、直接経費への計上は出来ません。 会場などの出入り口に配置する【消毒液】については、当該委託事業を遂行するために必要であり、同事業のみに利用されることが確認できる場合、必要数量の購入であれば、経費として計上頂いて構いません。なお、過大な数量の購入とならないよう注意してください。	令和2年度実施要領改正に伴うQ&A No.043より

(感染症対策の影響を踏まえた委託事業に関するQ&A)

生研支援センターとして、感染症対策等の影響を考慮し、事業実施者の皆様の状況を踏まえ対応しておりますが、当センターあてへ複数の問い合わせを頂いておりますので、関連の内容につき以下のとおりQ&A形式でお示いたしますので、ご活用いただければ幸いです。

問合せ項目	Q	A	補足
6 研究機関内の方針により取得する特別休暇について	研究員または補助員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となったため、所属機関内の方針により、有給による特別休暇を取得するよう指示がありました。その間の委託費への人件費の計上は可能ですか。	当該委託業務の勤務実態が無い場合は、有給の特別休暇であっても人件費への計上はできません。	新規追加
7 在宅勤務従事時の交通費支給について	在宅勤務により委託業務に従事していますが、所属機関内の規定により、支給単価に通勤交通費を含む場合、人件費への計上は可能ですか。	人件費に計上できるのは「当該委託事業に直接要した経費」です。日給制及び時給制にて雇用される職員については、在宅勤務の実施により事実発生しない交通費相当分の計上できません。なお、年俸制・月給制にて雇用される職員については、各構成員の支給規則等に従ってください。	新規追加 R02.11.25Answer修正
8 費目間の流用について	新型コロナ感染症防止の影響により、予定していた出張の取り止め、人が集う各種会議・シンポジウムの開催を3密を避けるためWEBによるオンライン会議に変更など、予定していた各種経費(旅費、謝金)に残額が生じた場合、他の費目による流用は可能か否か。	委託費の執行残額の取扱については、原則として、委託試験研究実施計画書に記載された内容に従って、適切に委託業務に実施し、予算執行を経済的かつ効率的に行った結果、執行残額が生じた場合は不用額として返還してください。ただし、研究推進上、やむを得ない事由により他費目にて使用する必要性が生じた場合は、流用の必要性を具体的に明記した説明資料等を各構成員において作成・整理を行い、生研支援センター等の求めに応じ、回答等ができるように説明資料等を保管してください。(直接経費総額の50%超の費目間流用の場合は、試験研究実施計画の変更申請が別途必要です。)	新規追加

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
生物系特定産業技術研究支援センター

住所 〒210-0005  
神奈川県川崎市川崎区東田町8番地  
パレール三井ビルディング16階  
受付時間 9:30~12:00/13:00~17:00  
(土、日、祝日を除く。)

担当課 契約事務関係：研究管理部研究管理課  
研究公正関係：研究管理部研究管理課研究公正室  
知的財産権関係：新技術開発部企画課

brain-jimu @ ml.affrc.go.jp  
brain-jimu @ ml.affrc.go.jp  
PaG @ ml.affrc.go.jp

